

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備
(3 系統目) が設置期限内に完成しないことに係る原子力規制委員会への文書の提出について

2025 年 8 月 28 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の[特定重大事故等対処施設](#)及び[所内常設直流電源設備 \(3 系統目\)](#) が設置期限^{※1} 内に完成しないことについて、2025 年 2 月 27 日に発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出を原子力規制委員会へ提出しております。

(2025 年 2 月 27 日お知らせ済み)

当社は、本日、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3 系統目) が設置期限内に完成しないことへの対応として、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の原子炉施設の冷温停止状態を継続することについて、原子力規制委員会へ文書を提出^{※2}いたしました。

当社は、引き続き、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、特定重大事故等対処施設等の完成に向けて、安全最優先で進めてまいります。

※1 設置期限 2025 年 10 月 13 日

※2 2019 年 10 月 16 日に原子力規制庁より示された「特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について (その 2)」に準じて、原子力規制委員会に提出するもの。

【添付資料】

- ・ [柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について](#)

以 上